

令和 7 年 1 月 10 日 農業委員会 議事録

1 開会日時及び場所 令和 7 年 1 月 10 日 午後 2 時 49 分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和 7 年 1 月 10 日 午後 3 時 25 分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一
渡 俊次	舩越 寛治	魚谷千代子	青谷 強
安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広	西崎 博文
吉村 博文			

(2) 欠席者

松崎 富幸	松田 正吉	松尾 茂樹
-------	-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	笹野 項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 農地法第 5 条（知事）

議案第 3 号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）

報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条の規定による転用許可不要届出について

報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

報告第 4 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 2 時 49 分開会

○事務局長（ 君） 市長は退席されましたけど、事務局につきましても、引き続き農林振興課を含めまして、今年もよろしくお願いいたします。なお、本日、 のほうが体調不良で欠席をしております。

それでは、引き続き出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は17名でございます。欠席のほうが薬王寺の 委員と町川原の 委員と高田の 委員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 会長、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

今年の初めにお宮に行って、おみくじを引かせていただきましたが、もっと頑張りなさいというようなおみくじが出まして、この年になってもまだ頑張らにやいかんのかと思うような状況ですけど、よろしくお願いいたします。

議案審議に入っていきたいと思います。

.....

○議長（ 君） その前に、本日の議事録署名人は、 委員と 委員の2人にお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第1号農地法第3条について説明をお願いします。

○係（ 君） それでは御説明させていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号1―32について御説明をいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により親子間で贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢59歳で、平日は会社員として仕事をし、傍ら、休日家族と農業をされている方でございます。農業従事年数は、5年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の作付を行っておられます。所有する農機具といたしましては、トラクター、耕運機、動噴機、それから軽ワゴン車を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。申請地は、青柳町にございます平田団地の北側に位置をしております斜線部の4筆、それから4ページをお願いいたします。こちらは、新原にございますみどり苑の南側から南西側に位置をしております斜線部の計5筆、合計いたしまして、計9筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていくということで伺っております。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。意見のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 地域委員さんの説明を受けたほうがいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）要らないですね。はい。

それでは、議案第1号、1―32について賛成されます委員さんは、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1―32は承認されました。

続きまして、1―33の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、続きまして、申請番号1―33について御説明をいたします。

議案書は1ページにお戻りをください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢70歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は、50年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の作付を行っておられます。所有する農機具といたしましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書は5ページをお願いいたします。薦野にございます大人橋の南側に位置をしております斜線部の1筆でございます。今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていきたいということで伺っております。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 1―33の説明が終わりました。意見がある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成されます方は挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1―33については承認されました。

続きまして、1―34の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、続きまして、申請番号１―３４について御説明をいたします。

議案書は１ページから２ページにわたってございます。今回の申請は、農地法３条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

本件の土地につきましては、令和６年第１１回の総会で、あっせんの申出があった農地として報告をいたしておりまして、１１月の２９日にあっせん協議会が開催され、売買の協議が調ったことから、今回、農地法３条の申請が行われたものでございます。

譲受人は現在年齢７１歳で、古賀市内において会社経営をされており、傍ら、休日に御家族で農業をされている方でございます。農業従事年数は、１５年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の作付を行ってございます。所有する農機具といたしましては、トラクター、田植機、コンバイン、防除機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書６ページをお願いいたします。こちらは、古賀サービスエリアの南側に位置をしております斜線部の計７筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていききたいということで伺っております。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見がある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成されます方は挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手１１／１１名〕

○議長（ 君） 全員賛成。１―３４号は承認されました。

１―３５の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、続きまして、申請番号１―３５について御説明をいたします。

議案書は２ページでございます。今回の申請は、農地法３条の申請により親子間での贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢３２歳で、平日は会社員として仕事をされる傍ら、休日に御家族で農業をされている方でございます。農業従事年数は、３年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の作付を行っておられます。所有する農機具といたしましては、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。７ページから８ページにわたって位置図がございます。７ページをお願いいたします。こちらは、谷山の公民館の南側に位置をしております１筆と、

8 ページ、同じく谷山にございます大塚交差点の西側に位置をしております斜線部の 1 筆、計 2 筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていききたいということで伺っております。

本件につきましては、地元委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見等がある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成される農業委員さんは挙手をもってお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1－35 は承認されました。

1－36 の説明をお願いします。

○係（ 君） 1－36、1－37 の議案の審議の前に、 副会長が関係者となられますことから、一時退室をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、1－36 について御説明を続けさせていただきます。

議案書は 2 ページでございます。今回の申請は、農地法 3 条の申請により親子間での贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢 60 歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は、31 年と伺ってございます。農業経営状況といたしましては、主に水稻の作付を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、ブームスプレーヤ、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書は 9 ページをお願いいたします。新原にございます馬達池の西側に位置をしております計 4 筆と、10 ページを御覧ください。庄にございます庄南区公民館支所の東側に位置をしております斜線部の 1 筆、計 5 筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていききたいということで伺っております。

本件につきましては、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局にて受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。御意見がある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1－36は承認されました。

1－37の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、続きまして、申請番号1－37について御説明をいたします。

議案書は2ページでございます。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人につきましては、先ほどの説明と同じでございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の11ページをお願いいたします。新原にあるございますウシロ池の北側に位置をしております斜線部の1筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の作付を行っていきたいということで伺っております。

本件については、地元農業委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局にて受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明を終わりました。意見のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手10／10名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1－37は承認されました。

〔 委員 着席〕

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第2号農地法5条の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは御説明をいたします。

議案書12ページをお願いいたします。申請番号1－13でございます。

今回の申請は、農地法5条の申請により売買を行い、戸建ての住宅に転用する内容でございます。また、開発面積が1,000m²以上で、3区画以上の宅地の開発のため、市の指導要綱の対象となっております。その中での関係機関とも協議が完了しておりますことから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、位置図の説明をいたします。議案書は13ページをお願いいたします。申請地は、地名で申しますと、久保にございます高田地区の農機具倉庫の南側に位置をしております斜線部の

1筆となつてございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、東側に農地の広がりがあり、10haを超えることから、第1種農地であると判断をしておりますが、相当数の家屋が連檐をする集落に接している土地、また申請内容が住宅でございますので、集落接続として例外的に許可可能なものであると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。14ページに現況図、15ページに計画平面図、16ページに断面図の記載がございます。

15ページをお願いいたします。計画では、申請地内に戸建ての住宅7棟を建築する予定としております。

次に、雨水排水について御説明をいたします。雨水排水につきましては、東寄りの1、2、3号地は東側の宅地前面の道路側溝へと排水をいたします。4号地から7号地につきましては、南側の道路、こちらを拡幅いたしまして、新設をされる側溝に排水をいたします。汚水排水につきましては、1号地から3号地は、宅内から新設の污水管を通しまして、既存の公共下水道に接続をして排水をいたします。4号地から7号地についても同様でございます。

次に、切土・盛土について御説明をいたします。16ページをお願いいたします。申請地内において切土は行わずに盛土を行う予定としておりまして、最大で約64cmの計画となっております。隣地との境界につきましては、西側部分についてはコンクリートブロック、南側の外側——南側についてもコンクリートブロックの外側に、張りコンクリートによる土留めを施す予定としております。南側と申しますのが、この申請地の南側には池がございまして、その土羽がございます。そのり面の保護、土砂の流出防止のために張りコンを施すということで伺っております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和6年の12月の17日付で、無条件での承諾書の提出があつてございます。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で受理をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君）　ただいま事務局の説明が終わりました。御意見のある委員さんは挙手をお願いします。 委員。

○委員（ 君）　ここの区域は、市街化調整区域なんですが、通常だと住宅の関係が建たないわけですが、実はここ別紙に、高田地区の県開発許可条例の緩和ということがあります。これは昨年の6年の6月8日から緩和されましたという内容でございます。

これについて、ここの区域は、この要件部分について住宅が建つというふうなことのちょっと説明をお願いいたします。

○議長（ 君）　事務局。

○係（ 君） お話をいただいたとおり、皆様のその議案書の別紙のほうで、高田地区の建築規制緩和について資料を付けさせていただいております。

まさにこちらの今回の申請地がその地区内にございまして、この規制緩和というのが一体どういうものかというのを軽く説明をさせていただきますと、この規制緩和によって、戸建ての専用住宅のみ建てることができるようになるといった規制の緩和の内容でございます。ですので、今回、この戸建て住宅といった内容については、この規制緩和の緩和にのっとったものとなっております。

○委員（ 君） 説明を受けましてよく分かりました。

今回、高田でございますが、あと町川原と筵内かな、も規制緩和の区域がございます。こういうことで、農地からの転用というふうなことが有効であって出てくることがあるかと思えます。今回は、高田地区ということで、今回の要件はそうようになっております。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかに意見がある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1－13は承認されました。

次、1－14の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、申請番号1－14について御説明をいたします。

議案書は12ページにお戻りください。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、使用貸借を行い、自己用の住宅に転用する内容でございます。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。議案書は17ページをお願いいたします。申請地は米多比にございます、やまびこ幼稚園の西側に位置をしております斜線部の計2筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、他地目で分断があることから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。18ページに現況図、19ページに計画平面図、20ページに断面図の記載がございます。

19ページをお願いいたします。計画では、申請地内で、自己用の住宅を建築する計画としております。もともとは、隣にございます筆ですね。18ページを一旦見ていただければと思いますけれども、もともとは、隣にございます1101－1という筆でございました。この申請地も含めてですね。ただ、今回のその申請に当たって必要な部分を分筆をされて申請がされているも

のでございます。分筆された後も、こちらの1101—4の筆の中に建築をする予定ということで伺っております。

その中に住宅と駐車スペースには、また、もともと田んぼがあったところは、まだ田んぼとしてそのまま存置するということでございますので、そちらに出入りをするための通路部分と申しますか、通りは行き交いができるようなスペースを残したまま、残した状態で申請をするということで伺っております。

また、前面の道路ですけれども、こちらの部分につきましては、セットバックをする予定としております。その部分も予定地の部分も、あらかじめ分筆がなされた状態で、道路としての形状を造った後に市のほうに帰属をされるということで伺ってございます。

次に、雨水排水について御説明をいたします。雨水排水につきましては、宅内の新設雨水ますに排水をいたしまして、南側の市道の既存の側溝へと接続して排水をいたします。汚水排水につきましては、宅内に、こちらにも新設の污水管を埋設をいたしまして、南側の市道の既存の公共下水道に接続をして排水をいたします。

次に切土・盛土について御説明をいたします。20ページをお願いいたします。申請地内において切土は行わずに、盛土は最大で50cm程度の計画となっております。隣地との境界につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置いたしまして、土留めと土砂等の流出防止を図る予定としております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。地元からは、令和6年12月16日付で、条件付での承諾書の提出があつてございます。

条件を読み上げさせていただきます。

一つ、入居者は米多比区行政区へ加入し地域コミュニティに努めること——地域コミュニティの促進に努めること。一つ、行政区運営の行政無線放送に加入をして放送受信機を設置することの2つが条件として設定をされております。併せまして、地元区域委員さんの署名捺印を頂いておりますことから、事務局で本件については受理をしております。

地元委員さんから補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員（ 君） この案件につきましては、先ほど御報告がございましたけれども、11月29日において米多比の開発委員会を開催いたしました。

当初、図面では、農機具が通らないような形になっておりましたので、訂正させて現況の形になって承認をしたところでございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（ 君） 区域委員さんの説明が終わりました。御意見のある方は挙手をお願いします。はい。

○委員（ 君） すみません。ちょっと教えてください。

これは権利関係が使用貸借の無償の使用貸借で、ちょっと渡人と受人さんの関係が見えないんですが、なおかつ敷地内の奥の農地、残った農地のための農作業用の車両の通行を可とすると。恐らく親族かなんかかなと思うんですが、ちょっとこれだけじゃ見えないので、もしよろしかったら教えてください。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 先ほど委員の御質問にお答えをいたします。

お見込みのとおり親族でございます。親族と申しますか、もともとの土地所有者から見ると、娘夫婦の家を建てるということになっておりますので、使用貸借、無償でという契約内容になってございます。

○議長（ 君） よろしいですか。

○委員（ 君） 大丈夫です。はい。

○議長（ 君） ほかに意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。1－14は承認されました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、議案第3号利用権の設定ということで説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第3号利用権の設定について御説明いたします。

21ページから39ページでございます。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を上程いたしました。

今回、新規で22件、更新で12件の申出がっております。また、新規22件のうち11件は、後の報告第4号に記載がございます契約期間内に解約をし再度契約を行っているもので、実質的には更新という内容でございます。

議案の説明としましては、通常の更新、実質的な更新のみとなる案件を除いた新規の案件について、御説明させていただきます。

また、 副会長、 委員、 委員、 委員が関係者になりますことから、ここで一時退席のほど、よろしくお願いいたします。

〔 委員、 委員、 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第3号の説明を続けさせていただきます。まず、少し飛び

まして 24 ページをお願いいたします。

24 ページ、申請番号 1—199、青柳にございます 3 筆、合計面積 1 万 2,914 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 26 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 25 ページ、申請番号 1—200、青柳にございます 1 筆、面積 846 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 14 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 27 ページ、申請番号 1—204、久保にございます 2 筆、合計面積 3,688 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 16 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 28 ページ、申請番号 1—205、青柳にございます 1 筆、面積 345 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 16 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 29 ページ、申請番号 1—207、青柳にございます 1 筆、面積 1 万 1,838 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 27 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 30 ページ、申請番号 1—208、米多比にございます 1 筆、面積 965 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 16 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして同じく 30 ページ、申請番号 1—209、米多比にございます 4 筆、合計面積 1,806 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 15 日から令和 11 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 32 ページ、申請番号 1—213、米多比にございます 1 筆、面積 2,490 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 16 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 35 ページ、申請番号 1—219、久保にございます 6 筆、合計面積 4,910 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 16 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 37 ページ、申請番号 1—221、筵内にございます 8 筆、合計面積 9,022 m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和 7 年 1 月 14 日から令和 21 年 12 月末までの貸借りとなっております。

続きまして 39 ページ、申請番号 1—224、新原にございます 2 筆、合計面積 3,250 m²、

貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年1月14日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして同じく39ページ、申請番号1―225、新原にございます1筆、面積883m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年1月14日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

議案の説明は以上となります。

最後に、新規の利用権設定につきましては、区域委員並びに近隣の区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見のある方は挙手をもってお願いします。 委員。

○委員（ 君） 一つは、1―199、青柳山見坂、これミカン園かなんかじゃろうかと思うんですが、かなり1万m²を超えた畑ということで、地目しか分かりませんが。これミカン園をこの新宮町の さんですか、新規に就農、これをされて、ここを借りたいというふうな意味のことなんでしょうか。一つはそれで。

それともう一つは、やはり同じく1―207、これもミカン園、これも同じく さんなんですが、この2つを、そのミカンを引き継いでやっていくという意味の貸借なんでしょうか。そういうことです。

○議長（ 君） 事務局、お願いします。

○係（ 君） まず さんですね、メインはミカン農家というふうに聞いておまして、もともとは新宮のほうで営農をずっとされてきてあって、古賀市のほうでは多分初めてされるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（ 君） はい。

○委員（ 君） 分かりました。もともと新宮のミカン農家の方で、新宮のほうもかなり開発なんかが進んでおりますので、やはりミカンの樹園のほうの経営をしたいということで、古賀のほうに貸借を今回上げてあるということですね。分かりました。結構です。

○議長（ 君） ほかに意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手8／8名〕

○議長（ 君） 全員賛成。議案第3号は承認されました。

〔 委員、 委員、 委員、 委員 着席〕

午後 3 時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員